評 価 結 果

1. 国名 :　　ネパール　　国

2. 案件名 :　　トリブバン国際空港精密進入レーダー等情報収集・確認調査

3. 契約形態の種別 : 企画競争方式(　　業務実施契約　)

4. 特定相手先名 :

有限会社ADAMIS　　(共同企業体代表者)
株式会社航空システムコンサルタンツ (共同企業体構成員1)
株式会社オリエンタルコンサルタンツ (共同企業体構成員2)

5. 特定した日 :　　2014年5月9日

6. 評価表(点数は選定委員の平均点)

評価項目	順位	1位	2位	3位
	配点	有限会社 ADAMIS	A社	B社
(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力	10.00	8.15	8.02	7.20
(2) 業務の実施方針等	40.00	33.79	33.09	28.82
(3) 業務従事予定者の経験・能力	50.00	40.12	36.89	35.38
合計 (注1、2)	100.00	82.06	78.00	71.40
(4)若手育成加点(注3)		3.00	-	-
(5)価格点の加点 (注4)		-	-	-
合 計		85.06	78.00	71.40

注1:	合計は各選定委員の合計の平均点(小数点第3位以下、四捨五入)を表示し、「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」は、各選定委員の各項目の平均点(小数点第3位以下四捨五入)を表示しているため、合計と各項目の合計点が一致しない可能性があります。
注2:	合計が基準点に達しない社については、点数を非表示とし、「基準下」として表示します。
注3:	業務管理グループを認める全案件(総括1号案件を除く)を対象とし、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可) 、一律3点加点を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象としています。 (注)年齢は当該年度4月1日時点での年齢とします。 なお、「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」の総合計が70点未満の場合は、加点されません。
注4:	(1)～(4)の合計で第1順位の者と第2順位以下の者との差が僅少である場合には、それぞれの見積価格を参考として交渉順位を決定します。具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

評 価 結 果

1. 国名 :　　ネパール　　国

2. 案件名 :　　トリブバン国際空港精密進入レーダー等情報収集・確認調査

3. 契約形態の種別 : 企画競争方式(　　業務実施契約　)

4. 特定相手先名 :

有限会社ADAMIS　　(共同企業体代表者)
株式会社航空システムコンサルタンツ (共同企業体構成員1)
株式会社オリエンタルコンサルタンツ (共同企業体構成員2)

5. 特定した日 :　　2014年5月9日

6. 評価表(点数は選定委員の平均点)

評価項目	順位	4位	5位	6位
	配点	C社		
(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力	10.00	-		
(2) 業務の実施方針等	40.00	-		
(3) 業務従事予定者の経験・能力	50.00	-		
合計 (注1、2)	100.00	基準下		
(4)若手育成加点 (注3)		-		
(5)価格点の加点 (注4)		-		
合 計		基準下		

注1:	合計は各選定委員の合計の平均点(小数点第3位以下、四捨五入)を表示し、「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」は、各選定委員の各項目の平均点(小数点第3位以下四捨五入)を表示しているため、合計と各項目の合計点が一致しない可能性があります。
注2:	合計が基準点に達しない社については、点数を非表示とし、「基準下」として表示します。
注3:	業務管理グループを認める全案件(総括1号案件を除く)を対象とし、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可) 、一律3点加点を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象としています。 年齢は当該年度4月1日時点での年齢とします。 「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力、(2)業務の実施方針、(3)業務従事予定者の経験能力」の総合計が70点未満の場合は、加点されません。
注4:	(1)～(4)の合計で第1順位の者と第2順位以下の者との差が僅少である場合には、それぞれの見積価格を参考として交渉順位を決定します。具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。